

(7) 2024.6 ふじと

このたび秋田県で福祉医療制度の見直しが行われ、令和6年8月1日より、下記のように変更がありますのでご確認ください。

①訪問看護療養費の現物給付化

【改正の趣旨】訪問看護療養費について、一時的な費用負担による利用を妨げないよう、「償還払い」から「現物給付」に支給方法を変更する。

※訪問看護を利用する方は、受給者証を提示することで、医療費の負担をせずに療養を受けることができます。

②乳幼児・小中学生区分の対象拡大

【改正の趣旨】子育て支援の充実を図るため、乳幼児・小中学生区分の対象を高校生まで拡大するとともに、所得制限を撤廃する。

【現行の助成内容】

対象範囲：中学校修了の年度末まで
所得制限：あり
自己負担：あり（1レセプト千円上限）
※0歳及び市町村民税所得割非課税世帯は無償



【令和6年8月以降の助成内容】

対象範囲：高校修了の年度末まで
所得制限：なし
自己負担：あり（1レセプト千円上限）
※0歳及び市町村民税所得割非課税世帯は無償

※ただし、藤里町においては、すでに対象範囲が高校修了年度末までとなっており、所得制限及び自己負担もありません。令和6年8月以降も町の制度に変更はありません。

③重度心身障害者区分の対象拡大

【改正の趣旨】精神障害者が経済的な理由で早期の治療を妨げないよう、重度心身障害者区分の対象に精神障害者を加える。

【現行の助成対象】

- ・身体障害者手帳1～3級所持者
- ・療育手帳A所持者



【令和6年8月以降に対象となる方】

精神障害者手帳1級かつ自立支援医療（精神通院）支給認定者
※精神病床への入院費用は助成対象外

追加対象者と見込まれる方には7月上旬に通知します。町民課⑤窓口でお手続きください。

必要なもの・・・通知に同封された申請書（必要事項をご記入ください）

健康保険被保険者証、精神障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）

ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。